

平成 2 1 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月17日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 1時47分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 諸般の報告  
 日程第 3 一般質問  
     3. 植 村 真 美 議員  
     4. 北 市 勲 議員  
     5. 太 田 常 美 議員  
     6. 林 喜代子 議員  
     7. 宍 戸 忠 議員  
 日程第 4 議案第277号 個別外部監査契約に基づく監査について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 諸般の報告  
 日程第 3 一般質問  
 日程第 4 議案第277号 個別外部監査契約に基づく監査について

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	6	北 市 勲	1. 市立赤平総合病院について 2. 赤平市職員採用について 3. 準公金不正使用事件について 4. 教育問題について
5	7	太 田 常美	1. 市税及び各種未収金対策について 2. 住環境整備について
6	5	林 喜代子	1. 職員の処遇改善について
7	4	宍 戸 忠	1. 財政問題について 2. 急増中の新型インフルエンザについて 3. 肺炎球菌症予防対策について 4. 職員採用時の宣誓及び公務員の倫理について

順序	議席番号	氏 名	件 名
3	8	植 村 真美	1. 政権交代後の当市における影響とその対応について 2. あかびら独自の観光の在り方について 3. 教育環境について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美 知 君  
2番 若 山 武 信 君

3番 谷田部 芳 征 君  
 4番 宍戸 忠 君  
 5番 林 喜代子 君  
 6番 北 市 勲 君  
 7番 太 田 常 美 君  
 8番 植 村 真 美 君  
 9番 鎌 田 恒 彰 君  
 10番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

市 長 高 尾 弘 明 君  
 教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君  
 監 査 委 員 小 椋 克 己 君  
 選挙管理委員会 員 長 壽 崎 光 吉 君  
 農 業 委 員 会 会 長 野 村 繁 君

副 市 長 浅 水 忠 男 君  
 理 事 三 上 和 巳 君  
 総 務 課 長 町 田 秀 一 君  
 企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君  
 税 務 課 長 吉 村 春 義 君  
 市 民 生 活 課 長 栗 山 滋 之 君  
 社 会 福 祉 課 長 伊 藤 嘉 悦 君  
 介 護 健 康 推 進 課 長 齊 藤 幸 英 君  
 産 業 課 長 菊 島 美 時 君  
 建 設 課 長 熊 谷 敦 君  
 上 下 水 道 課 長 横 岡 孝 一 君  
 会 計 管 理 者 下 村 信 磁 君  
 消 防 長 中 村 高 庸 君  
 市立赤平総合病院 事 務 長 實 吉 俊 介 君

教 育 委 員 会 教 育 長 渡 邊 敏 雄 君  
 " 教 育 課 長 相 原 弘 幸 君

監 査 事 務 局 長 保 田 隆 二 君

選挙管理委員会 町 田 秀 一 君  
 事 務 局 長  
 農 業 委 員 会 菊 島 美 時 君  
 事 務 局 長

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 大 橋 一 君  
 " 総務議事 野 呂 律 子 君  
 担当主幹  
 " 総務議事 渡 邊 敏 一 君  
 係 長

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番五十嵐美知さん、3番谷田部芳征君を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第2号でございますが、市長から送付を受けた事件は1件であります。

次に、本日の議事日程につきましては第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序3、1、政権交代後の本市における影響とその対応について、2、あかびら独自の観光の在り方について、3、教育環境について、議席番号8番、植村真美さん。

○8番(植村真美君) [登壇] おはようございます。議席番号8番、植村真美、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大綱1、政権交代後の本市における影響とその対応についてですが、この質問につきましては昨日同僚議員からも同様の内容もございましたので、重複するところは簡潔なご答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。先日行われました衆

議院選挙において、野党であった民主党の議席数が圧倒的に上回り、政権交代がされ、昨日新たな首相の誕生となりました。歴史的な選挙後、民主党のマニフェストに掲げる政策が徐々に始まろうとしており、最近新聞報道などではにぎわいを見せておりません。税金利用の見直しも積極的に着手されようとしている中で、今年度の補正予算が中止になるという報道も一部拝見させていただいております。先日の新聞情報によりますと、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の8月時点での北海道の補正額は合わせて900億円にまで至っており、9月以降にも追加が出てくることとのことでした。そのような背景の中、本市におきましても、先日議会にて可決いたしました約1億1,400万円の臨時交付金事業には影響を及ぼさないのででしょうか。また、その発注状況とあわせて教えていただきたいと思います。

また、税金の無駄遣いを排除しようと、ガソリン税の暫定税率の廃止の傾向も強まりを見せておりますが、本市では地方譲与税として8,500万円ほどの歳入が昨年度もございましたが、そのような税金を本市としては無駄に使用していたものなのでしょうか。雪の多い地域の冬の道路の環境の整備、車移動の多い地域の安全確保を行ってきた。もはや車社会であるこの日本を支えてきた技術は地方の建設現場から発展し、その建設業従事者もここ旧産炭地域では他の地域に比べ多く、一時の生活の潤いを選ぶのか、働き続けられる環境を選ぶのか、今建設業関係者、関連会社の中でも窮地に追いやられております。もし民主党のマニフェストどおりにガソリン税暫定税率が完全に廃止された場合、市内の関連する中小企業はますます経営不振に陥ることも十分に考えられます。そのような場合、これ以上市内から企業をなくさないためにも、本市としての対応のお考えをお聞かせ願いたく思います。

また、民主党のマニフェストの中には、後期高齢者医療制度の廃止とも掲げられてございます。この制度は、皆様も記憶に新しいと思われそうですが、2008年の4月から施行された制度でございまして、開始

されてからまだ2年間もたっておりません。そんな中、医療制度に対して、まだしっかりと理解しておられない方、不信感を抱かれている方が多いと伺っております。高齢者が多い当市においても、今後75歳以上の方の生活環境をどのように保障するのか。また、法改正に至れば、わかりにくい保険制度を該当者にさらに丁寧に伝える手だてが必要になってまいります。そのような場合、当市としての対応、お考えをお聞かせ願いたく思います。

さらに、民主党は地域主権を確立する仕組みづくりと、大幅な自主財源をふやすという計画も掲げられてございます。そうなりますと、今以上に地方から特徴のある地域政策の提案や、国の政策に見合ったまちづくりの方向性をいち早く計画する体制が必要であると思います。これまで以上に市民との連携、情報共有の強化など体制の見直しも求められることと思いますが、この点につきましてもどのようにお考えをお聞かせいただきたく思います。

続きまして、大綱2、赤平独自の観光資源のあり方について。先日初めて赤平を訪れた方が赤平の商店街を見て、寂しく活気がない、赤平の駅がとても大きく目立って、入ってみました、地域の情報がつかみにくいなど口にしておりました。本当に今の町なかは元気がなく、閑散としております。赤平市民も同じ気持ちでいることと思います。また、今では高速道路の料金が安くなってきておりますので、JRやバスといった公共交通網が低迷すると同時に、車移動での個人客がますますふえている一方と予想されます。何の対策も講じないまま、赤平は通りすがりのまちのままでよろしいのでしょうか。本当にこのままでよろしいのでしょうか。赤平には、他市町村に比べて誇れる祭り、産業、農業、自然形態などが備わっております。それらを融合させ、新たな情報発信の輪を繰り返すつくり出し、その活動経過の中で盛り上がりを見せ、周囲に波及していくものと思われま。まちへの呼び込みは、継続してこそ数字になってあらわれます。また、多くの市民、異業種が連携し合ってこそ今後の本物の赤平の観光に

結びつくものと思われま。市内の連携事業、その仕掛けづくりを当市としてはどのようにお考えなのか。以前同様の質問もさせていただいたところではございますが、関係団体との協議を進めていきたいとのご返答でございました。その進行状況や課題についてお聞かせいただきたく思います。

また、8月21日の新聞に、立坑やぐら一般見学中止、老朽化、安全確保できずという見出しのもとに、赤平の立坑のことが取り上げられておりました。炭鉱遺産の保存活動をされている方、文化継承を行っている団体の方から戸惑いの声が寄せられておりました。赤平立坑そのものは一企業の所有するものでございますが、赤平が炭鉱まちだったことを象徴するものであり、空知旧産炭地域を代表する炭鉱遺産でございます。中央バスの定期観光のルートにも選定されたり、今では海外や国内を問わず、大学研究者らが視察に来る場所でもあります。これ以上の施設、観光資源は当市にはございませんでしょうか。

世界各地、日本においてもグラウンドワーク協会という組織がございまして、住民、地域、行政のパートナーシップを図り、地域再生に取り組んで活動されている団体が今注目をされております。具体的な事例を申し上げますと、三島市では高度成長期に市内を流れる河川が汚染されてしましまして、環境汚染が深刻な問題となっておりました。しかし、水の都、三島というテーマを掲げ、地元での活動団体を立ち上げ、市民、企業と行政が連携を図り、水質の復元、復活と水辺の環境の再生を目指して活動し、今では見違えるような成果をおさめております。生活環境の改善、環境に対する地域住民の意識も大変高揚していることを私も実際に現地へ行って拝見してまいりました。

このように市民、企業と行政が連携を図り、互いに歩み寄る政策がこのたびの赤平の立坑保存を考えた場合に必要になってくるのではないのでしょうか。空知エリアの炭鉱遺産に関する取り組みにおきましては、空知支庁での独自事業として平成10年度からそらち・炭鉱の記憶と名づけ、炭鉱が栄えていた当

時の様子を後世にも語り継ごうと、空知全域の連携をもとに活動が積極的に展開されております。近年では、赤平を具体的な事例地域としたフィールドワークを行ったり、先日は記念すべき第1回目のそらち「炭鉱の記憶」で地域づくり推進会議が赤平で開催されました。そして、8月には岩見沢市におきまして、NPO団体で運営する炭鉱の記憶マネジメントセンターが設立されるなど、10年間を経過して活動を展開してきた形が見えてきております。北海道遺産の一部としても取り上げられていることから、炭鉱遺産を多く持つこの赤平のこれからの動きが大変注目を集めている状態でございます。当市といたしましても、そのような北海道全体の動きとともに、炭鉱遺産を主軸とした観光の展開をさらに進めていただける具体的なお考えはないのでしょうか。そのような中で、赤平立坑を一企業のものとしてではなく、当市の文化遺産、炭鉱遺産として位置づける方向性はお考えではないのでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

また、住友幼稚園跡につくられた赤平市炭鉱歴史資料館ですが、見学された方からは大変資料が豊富で評価が高い資料館でございます。しかし、予約制で見たいときに自由に見に行けない、案内表示もわかりにくいなど難点もございます。大変もったいない話でございます。これまでの課題を取り上げ、どのような解決方法があるのか市民、関係団体と話し合っていくなど、赤平の歴史、炭鉱文化を継承することをきっかけとし、さらに人をまちに呼び込む対策づくりはたくさんあると思われまます。当市としても炭鉱遺産を今後どのようにとらえ、観光に結びつけることをお考えなのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、大綱3、教育環境について、(1)、教員免許更新の状況について。ことしの4月から教員免許更新制度が始まりました。制度の内容に教員から不満の声が多く出ているようです。更新講習は勤務時間外であり、部活動を担当する先生たちは学校で子供と向き合う時間が少なくなる。受講に關す

る費用は自己負担であり、講習会場が近いところであれば交通費などは安く済むが、離島や首都圏から離れている地域であれば交通費、宿泊費もかさむ。北海道の現役職員の本年度の対象者は4,000人とされていましたが、講習を受け入れる大学側では予定の申し込み数より大変低かった傾向にあると聞いてございます。政権交代がされてから教員免許更新制度の廃止論も強まりを見せておりますが、この制度は教員に、なれ親しんだ環境に甘んじることなく、必要な最新の知識、技能を身につけ、日々成長を続ける子供たちと向き合い、教育現場のさらなる向上のための制度として、現職教員や親からも支持をされている制度でございます。このような現状の中で、当市における現役の教員の該当者の更新状況は、問題なくされているのでしょうか。

また、受講するためには担当している仕事を同僚に預けていかなければならない現状もあるらしく、そのような場合当初の教育計画に支障は起きていないのか。また、部活動などの担当をされている先生が現場を離れることで、生徒たちの安全確認ややる気を損なうことはないのか、当市としての現状をお聞かせいただきたいと思います。

また、受講者が集中し、受講のタイミングを逃した場合、遠い会場となり、交通費や宿泊費の出費が多く発生するため、今後首都圏に働き場所を求める先生が多くなり、悪条件の地域には勤務を希望する先生が少なくなることも懸念されていることと思いますが、そのような反応はどのように受けとめられていますでしょうか。

また、教育現場を監視する教育委員会の立場として、今後当市の教育のさらなる質の向上を図るため、制度内容をさらに充実をさせるための教員との意見交換を図り、関連する国、道の機関に情報発信をしていくことが大変必要なことと思われまます、その点につきましてはいかがお考えでしょうか。

(2)、部活動の強化の体制づくりについて。少子高齢化の問題が深刻さを増す中、子供たちの部活動に変化が生じているようです。小学校までは育成

会があるが、中学校では途絶えてしまい、好きなスポーツが継続できない、中学校に入学しても、人数の限界もあるので、好きな部活動が選べないことはあきらめてしまうなど、少子化が進む中で父兄からの子供たちの部活動のあり方に不満を感じる声が寄せられております。近隣地域におきましても、部活動の選択の幅が狭くて、民間の指導者のもと市町村を超えたチーム編成をしている活動団体も見られるようになりました。赤平市の総合計画から見ましても少子高齢化の傾向は進む一方でございまして、同時に今後はさらに部活動の数も減ってくることを予想されます。部活動は子供たちの体力、知識を抑制させ、同じ目標に向かってはぐくむ友情やきずなを築き上げる場、子供たちが将来社会に対してたくましく生きていくための教育の場としても大変有意義なものでございます。そのような貴重な場を子供たちから奪わないためにも、部活動における指導体制の強化を考える上で本市2校の中学校が連携し合い、部活動の種類を一つでも多く維持し、子供たちの可能性を引き伸ばすための環境づくりをすることなどを視野に入れた取り組みも考えていくことが必要だと思いますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたく思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 初めに、政権交代後の本市における影響とその対応についてからお答えをさせていただきます。

昨日の質問の中でもお答えをさせていただいておりますので、簡単に結構だということでございますが、昨日も申し上げましたが、非常に今回の選挙、国民の関心の高い選挙でありまして、結果として民主党が新政権を担うということになりました。昨日申し上げましたが、特に国と地方の協議の場の法制化、また国と地方の役割を見直す、さらに地方が自由に使えるお金をふやすなど地域主権を確立する方針が掲げられておりまして、地方六団体におきましても9月9日に地方との協議の場を早期に実現する

よう民主党に対して要請が行われたという通知も来ております。そこで、特に小規模自治体におきましては、経済不況を初め少子高齢化の進行が著しく、どこのまちも財政的に疲弊している状況でありまして、本市におきましては市民の命や健康を守るための医療問題など諸課題が山積している状況下にありましては、確実な財源をあわせ持った形での地域主権の確立をぜひ私どもとしては願っているところでございます。

次に、地域活性化、経済対策関係の交付金のご質問ございました。最近何回かの経済対策行われておりまして、つい最近は公共投資であります。参考までに一連の数字を申し上げますが、ことし3月に追加をいただきました地域活性化・生活対策臨時交付金、これは医師住宅等の建設をしておりますが、これは100%でございます。それから、6月議会で追加をさせていただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これは児童館も随分議論いただきましたが、各施設整備、さらに学校関係のパソコン、テレビ等でございますが、53.1%、執行率、執行状況。工事関係は大体発注終わっておりますが、学校関係のパソコン、テレビ等はこれからでございます。結構金額大きいものですから、53%程度ということになって、これからということでございます。それから、7月議会で、つい直近で補正をさせていただきました地域活性化・公共投資臨時交付金、これはすべて工事関係でございますが、97.4%、これたしかあと1件というふう聞いております。ほとんど発注済みという状況でございます。きのうのテレビ見ても、恐らく地域に行ったものは返せということにはならないのではないかと思いますし、もしそうなるとやはり私は混乱起きると思いますので、安心はしておりませんが、そうならないように願っているところでございます。一応きのう鳩山総理も何かそんなふうテレビで申し上げていたような気がしますので。

それから次に、暫定税率の廃止、後期高齢者医療制度の廃止等につきましては、確かにマニフェスト

に掲げられておりますが、新政権としての全体像、個々の具体的内容がまだ示されていない現段階におきましては、昨日申し上げましたが、こういった効果や、逆にマイナスの影響が起こるのか、なかなかお答えできかねるという現段階でございます、私どもとしては今後こうしたものの動向を十分注視をしながら、政策内容を見きわめた上で、必要に応じて地方の声としてやはり国に申し上げていかなければならない場合もあるというふうに考えているところでございます。

また、国の補正関連予算、あるいは各種制度の転換、見直しに当たりましては住民に混乱を与えることのないよう願っているところでありますし、またご指摘ございました当市に関連する今後の国の政策等に対する当市としての対応についてであります、庁内全体でやはり迅速な対応するように努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、新政権には昨日の冒頭申し上げましたように300議席という重みをやはりしっかりと受けとめていただいて、国民生活の安定に取り組んでいただきたいものだというふうに願っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、赤平独自の観光資源のあり方についてお答えいたします。

長引く景気低迷による厳しい現在の雇用情勢を少しでも改善するため、さきの定例会でも申し上げましたとおり、当市としましては建設事業の前倒しや緊急雇用対策など受注や雇用の確保に努めておりますとともに、また商業振興策として商工会議所が発行するプレミアム商品券発行に係るプレミアム分を支援することとしております。

さて、ご質問の趣旨であるまちに人を呼び込む施策についてであります、議員からはこれまでさまざまなご提案がされておりますが、例えばアンテナショップについては購入できる商業空間の形成、フットバスや物づくり産業の振興では広域的観光ル

ートの開発の中において、策定に際しましては議員の意見を参考にしながら経済団体から組織された市民委員の皆さんとも協議した結果、第5次赤平市総合計画の基本計画に盛り込んだところであります。今後においては、実現に向けて具体的な協議を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。

また、北海道遺産に認定されている炭鉱遺産の有効活用を図りながら、観光産業の育成に努めるということも示しております。こうしたことから物づくりを見学や体験できる企業とエルム高原施設並びに日本一のズリ山階段などを中心とした観光ルートの開発、産業観光の推進や新たな観光アイテムを含め、商工会議所並びに観光協会、産企協赤平支部など関係団体と連携した中で協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、その中で特に物づくり産業の振興にかかわり、一部民間企業を中心としたあかびら匠塾協議会も設立されており、今後においては市並びに商工会議所も含め、全市的に取り組むための協議の場も必要と考えております。

さて、お話にありました住友赤平立坑につきましては、産炭地として余り例のないまちの中心地に立坑が存在しており、また平成13年に北海道遺産に認定されたことを契機に当時の姿のまま保存されていること、さらに平成15年には国内で初めて国際鉱山ヒストリー会議が開催され、貴重な産業遺産として多くの学者などからも学術的に高い評価を受けているところであります。こうした炭鉱遺産に注目が集まる中、バス事業者による炭鉱遺産をめぐるバスツアーが注目され、近年では札幌管内からもツアー客にお越しいただいている状況にもあります。当市では元炭鉱マンを中心にボランティアガイドクラブを設立し、活動しているところであります。

また、先日残念ながら立坑の所有者側として施設の老朽化に伴い、安全が確保できないとの理由により坑内の見学については9月末をもって中止すると

いう報道がされましたが、所有者が民間であるため見学者の安全管理上ご協力いただくにも限界があるというのも事実であります。しかしながら、住友赤平立坑は当市の産業遺産の象徴的な建造物と認識しており、赤平市の歴史、文化を継承する上で大変貴重な遺産であり、市が所有する自走榨工場並びに炭鉱資料館と一体となった地元観光資源としても十分可能性を秘めた施設のため、ぜひとも何らかの方法で見学できるような方策はないか企業とも相談してまいりたいと考えております。

また、道においても炭鉱遺産の活用については第5次北海道総合計画の地域重点プロジェクトに位置づけされており、空知支庁が中心になって産炭地並びに産炭地以外の市町、関係団体も含めた協議会の中で観光ルートの開発などを含む計画の策定作業に当たっております。当市といたしましても、エルム高原施設や地元企業との連携による新たな観光ルートづくり、あるいは市外の観光施設との連携可能性についても道並びに関係者と連携を図りながら協議してまいりたいと考えております。

また一方、観光といった視点とは別に最も大切なことは、いかに後世に継承していくかということでございます。貴重な遺産をしっかりと保存するには多額な費用を必要といたしますので、今後も引き続き空知地域総合開発期成会などを通じて、国のエネルギーを支えてきた炭鉱遺産の保存に関する財政支援を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱3、教育環境について、①、教員免許更新の状況についてお答え申し上げます。教員免許更新制は、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により平成21年、ことし4月1日から導入されております。更新制の目的といたしましては、その時々で教員としての必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識、技能を身につけることで、教員が自信を持って教壇に立ち、

社会の信頼を得ることを目指すとしております。更新には、期限前の2年間に大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講修了することによって、10年間の有効期限が付されるというものであります。

そこで、ご質問ですが、教職員は児童生徒の学力の向上のための学習プランの作成や授業準備、加えて最近では生活状況の指導や保護者対応などで日々多忙をきわめております。また、各人が教育技術の向上のために各種の研修に参加していることも教育委員会として承知しているところでございます。しかしながら、本制度は法令で定められているものであり、更新のための講習を受講しなければ免許が更新されませんし、結果教育公務員として教育の場から去らなければならないことから、必ず更新のための講習受講と修了証の交付を受けなければならないということでもあります。

そこで、教員に係る負担ですけれども、更新講習については土曜、日曜や夏休み等の長期休暇中を基本として開講している各地の大学で受講することとなりますので、学校での時間に負担をかけることはないと考えております。しかし、休暇中といえどもその期間中に行わなければならない仕事も当然ございますし、クラブ活動等の指導もございますので、本制度で教員本人の負担が増すことは当然あると思っております。

さらに、更新講習の実施地は大学ということもあり、遠方でそれに係る費用負担も都市部の教職員と比べて大きいと考えております。法令を遵守することは教育公務員としての務めであるといいながらも、このような多大な負担を負いながら、教職員は本市の教育環境の向上のために努力しているのが現状であります。本制度における教職員の負担については文部科学省も十分認識しておりまして、通信、インターネットや放送による形態なども認めることとしておりまして、受講しやすい環境の整備に努めるとしてしております。教職員の意見等を聞く中で、本制度が実りのある制度となるよう見守っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し

上げる次第です。

次に、②、部活動強化の体制づくりについてお答えいたします。中学校の部活動については、生徒数の減少の影響から部の数が減少傾向にありますけれども、他方少数ながら内容の充実した活動を展開していることは議員もご承知のことと思います。そこで、市内の中学校が連携した部活動体制にできないのかというご質問ですが、中体連の大会では少子化の影響から単独では出場できない学校に対して、近隣校との合同チームでの参加を認めております。また、学校での新しい部活動の開始については、生徒数が減少する中で、新たに部活動を起こすことについて、学校内での体制上の問題もあろうかと思いません。生徒を安全に活動させるためには、指導する教員の存在も不可欠ですので、生徒の希望がすべてかなうわけではありません。

いずれにしても、過去には茂尻中学校と中央中学校のソフトボール部のように生徒の希望があるけれども、単独でチームを編成できない、しかし指導する教員がいる場合は、双方の学校体制の綿密な連携を図りながら、学校の判断によって対応すべきと考えているところでありますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕今それぞれの答弁をお聞かせいただきました。その中で再度ご質問させていただきたい部分がありましたので、よろしく願いいたします。

大綱2のこれからの赤平の観光のあり方についての部分なのですが、先ほど商店街の活性化のために商工会議所と連携し合ひまして、プレミアム券を発行したというお話もありまして、私もその内容は興味がありまして、見させていただいておたのですが、実際にこのプレミアム券の発行なのですが、販売状況と、やはり買われている方たちが市内なのか市外なのかだったりとか、その連携の部分です。あとは使用状況と、あと商店街に

はどれだけの効果をもたらしているものなのかということや、そういうことの状況整理とかもされているものなのかということも一つ気になりましたので、お聞かせいただきたく思うのと。

あとは、立坑を今後何らかの形で相手の企業と交渉、相談していきたいというお話がありました。大変うれしく聞かせていただきました。そこで、この企業と話し合うにしても、多分あの立坑を何らかの形で今後使わせていただきたいということの方向性をお願いをしに行く場合、やはり老朽化もしてしまし、あの立坑は屋根昔の構造になってしまし、一つ屋根が壊れたといたしましたら、全部総屋根取りかえをしなければいけない。その中で概算見積もりをしますと、2,000万は軽く屋根の修復代でかかってしまうということで、結構高価な修復の内容になってくるかと思うのです。その辺もちょっとその詳細はまだ全然わからない部分ではありますが、もしそういう形で何らかの相手の企業と交渉に行った場合、相談しに行った場合に、今後赤平、本市としてどういった形の計画のもとに責任がある計画のもとにあの立坑を使っていくのだという素案や企画を持っていきながら計画を進めていくことが大きな一歩につながるかなというふうに私の中では思っているのですが、その辺をどういうふうに対応されるのかということをちょっと具体的に今の時点でお考えがありましたら、お聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） プレミアム商品券に関しましては、ことしの12月に今回市の分がプレミアムを支援するというで計画になっておりますので、今現在これからまだ発行をされておられません。

それと、もう一点、立坑の企業との話し合いにつきましては、これから担当部署と少しうちのほうで計画を練って企業に再度話していきたく考えております。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 私のほうから少し補足をさ

せていただきます。

プレミアム商品券、市外という話もちよっと一部ありましたが、そういうことはないと思います。あくまでも赤平市の行政が、もちろん経済危機対策のお金を活用しますが、あくまでも市内ということでもありますので、全国どこへ行ってもよろしいということには当然なりませんので、そういう形で恐らく進められると思いますし、その辺十分会議所とも協議をしながら進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、立坑の特に老朽化補修の件ですが、非常に私どもとして頭の痛い話でございまして、石炭企業の所有でありまして、市が補修できないというの、当然私所有のものでありますので、悩みでございまして。今回中止になったというのも、私どもも新聞報道で正直言って知った次第でございまして、私どもとしては、詳しい状況を正直言って聞いておりません。したがって、今後どういう状態なのかも十分やはり会社側の事情も聞いてみなければなりませんし、危険だとするならば、これは本当にいたし方ないことでございます。

そこで、今後の問題についてですが、先ほどの課長の答弁の後段に申し上げておりましたが、空知総合開発期成会、ここ一、二年ずっと要望してきております。ということは、これ赤平だけの問題ではなくて、例えば三笠市で陥没ございました、立坑の遺産の跡で。一自治体でとてもではないけれども、保存、活用というのは、余りにも課題として大き過ぎるということでございまして、やはり日本の産業を大きく復興を支えてきた石炭産業の歴史、そしてこの産業遺産を保存するためぜひとも国でやはりやってほしいというのが私どもの大きな願いでございまして、植村さん自身も恐らくドイツ等の事例も承知のように、たしか一自治体ではなくて、州政府だとか、全然やはり日本と違うわけです、保存が。そういうふうに私どもお聞きしてございまして、私どもとして日本の歴史上大きく経済の原動力であった石炭というものを、しっかりとこの歴史を残すためには、

遺産として国がもっとやはり力入れるべきだというのが、そういう意味で空知総合開発期成会では国に対して何らかの手だてはないのだろうかということをお願いしているところでございます。

ことしも申し上げてきましたが、産炭地基金を使ったらどうだというお話ございましたが、あれは市の財産でありませんので、お金は使いませんと、専門家とちよっと相談してくださいと、こういうようなお話でして、なかなか現実難しい問題でございまして、これは他の産炭地自治体との共通する問題でありますので、保存については大きくはやっぱりそういう大きな課題があるということでございまして、老朽化の話は私も個々に聞いておりますので、本当に大きな課題でございまして。ただただ朽ち果てるのを見ていくというのは、私ども非常に残念に思いますので、どうしたらいいのか大いにひとつやはり私どもとしては研究していかなければならない大変大きな課題だというふうに認識いたしております。

以上、補足させていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕先ほどの質問で、私が何を聞いたかったかといいますと、プレミアム券の件では、やはり前例でいろいろと試されていることがあります。商工会議所にしてもそうです。他市にしてもそうなのですけれども、ぜひ発行したからよいという形ではなくて、発行して、その後の商店街の効果であったり、そういったものというものをしっかりと分析していただけるような形で、今後に生かしていただけるようなお考えとかを一度また改めてお聞かせしていただきたく思っております。また、今後そのプレミアム券が赤平から発行されるということなので、ぜひご期待を申し上げたいというふうに思います。

それと、炭鉱遺産の関係ですけれども、本当に今市長からのご答弁いただきましても、他のいろいろな会合の中でも、高尾市長みずから赤平市の炭鉱遺産、立坑をどうにかしなければいけないということでご意見、発言をされていることは私の中でもしっ

かりと受けとめさせていただいております、何とかやっぱり赤平の観光資源の位置づけとしてあの立坑をどうにかして維持させたいというふうな思いは、赤平の中でもそういった声を聞くことができます。それで、実際にいろいろな地域でもそういう資金繰りに大変困っている部分が観光を維持する中では大変あるというふう聞いておまして、霧多布トラストなどという取り組みの中ではやはり市民バンクとか、一市民とか出身者で形成される市民ファンドみたいなものを、地域ファンドみたいなのを立ち上げて維持するといった方法も最近は見られる方法でありまして、それも一自治体だけではできないことではないかもしれませんが、そういった取り組みも赤平市から何かの形で作り出していければなというふうに、お考えをお聞かせいただいた中で考えさせていただいております。

それで、最後に質問ではなくて、これは今回の答弁を聞かせていただいた中で私のまとめの意見なのですけれども、実際に先日政権交代がされて、ますます制度の改正や制度の、法律の変化が多分今後出てくるかと思えます。そして、後期高齢者制度のようにまだ執行されて間もない制度でも今後すぐいろいろと変化が生じてくるのだろうなというふうに感じはしておりますが、そういった制度が改正されたり、法律が改正される中で、ただそれに対して従うしかない部分もあるのですけれども、地方としてはこういった意見があるよとか、こういった問題があるよということを各自治体から発信をしていくことがこれからの行政運営の中では大変必要になってくるかと思えます。そういった既成概念にはとらわれない対策であったり、行動をぜひ当市からも起こしていただきたいというふうにご意見申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

以上で終わります。

**○議長（獅畑輝明君）** 質問順序4、1、市立赤平総合病院について、2、赤平市職員採用について、3、準公金不正使用事件について、4、教育問題に

ついて、議席番号6番、北市勲君。

**○6番（北市勲君）** [登壇] 通告に従いまして一般質問をいたしますが、私の質問の中に前日の同僚議員の質問が重複する部分があるかと思えます。ありますが、私の確認のために再度ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1の市立赤平総合病院について、①、経営の見通しと規模についてお尋ねいたします。本年4月から7月まで4カ月間、病院の事業収支を見ますと、病院経営として特に注意すべき医業収益が前年同期とほぼ同じ推移をたどっていると、昨日の答弁にて入院、外来あるいは透析等の患者が目標に達しないと、こういう状況にあるということですが、今後この収益が計画どおりに確保できなければ非常に病院の運営が危うくなるのではないかと、このように危惧する一人でもございます。

昨年の1年間の病院の収支を見ますと、収益的収支では9,300万円の黒字となっておりますが、不良債務の解消のための繰り入れが当初1億5,000万の額でありましたが、さらに前倒しをして3億円のお金を投入し、その結果が9,300万円の黒字と、実質的には予定額を大幅に上回る赤字だったと、このように理解しているのは私だけではありません。また、昨年度は病院の不良債務の解消のために、単年度経営が黒字になることを条件として、特例債の13億8,220万円が認められたわけでありまして。その結果、市立病院の不良債務は約14億円台に圧縮され、また赤平市の財政状況の判断基準である連結赤字比率も13.10%と大幅に改善したわけでもあります。しかし、この特例債の返済はことしから元金、それから金利合わせておよそ2億1,300万円の返済をしなければなりません。この特例債を借りることによって、いつときは赤平市の財政も好転したように見受けられますが、本当の苦しみは赤平市も病院もこれからが本当の正念場になるのでないかと、このように危惧している一人でもございます。借入金を返しながらか単年度収支の均衡を保つ、これは大変な努力が要求されます。病院経営を正常になすには、やはり本来の

医業収益、いわゆる外来、入院、この収益をふやすしかないのです。そんなわけで昨年と同様な推移の中でこの病院運営がどうされるのか、どのような見直しを持っているのかお聞かせを願いたいと思っております。

さらに加えて、平成20年度の病床は一般病床40床の削減をいたしました。一般病床120床と療養病床60床でもって、合計180床ということで病院の運営に昨年から当たっているわけですが、病床の利用率が70%にいかない。いくときもあります、平均利用率が68.2%ぐらいになっております。このような状況の中では、いわゆる計画の収益上げられない大変低い利用率になっております。この病院の利用率、病床の利用率は、ある意味で国からの縛りもあります。そういう意味ではこの規模について、医師の数、看護師等の医療技術者の数、それから特例債の償還額などを、大変難しい点もありますけれども、病院を存続するためにもう一度検討する必要があるのではないかと思います、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

大綱2の赤平市職員採用についてお尋ねをいたします。①、今後の職員採用の計画について。本年8月に赤平市の広報と同時に、赤平市一般職採用募集のお知らせが赤平市全戸に配布されました。長い間赤平市の財政の立て直しのために、人件費の抑制の名目で、早期退職制度などの導入により減らす一方のこの数年でありました。しかし、今回この採用のお知らせを見て、募集のお知らせを見て、大変うれしく思った一人でもございます。お聞きしますと、最後に採用してから12年の時間が流れていると。これも赤平市の財政を考えればやむを得なかったのかな、このように思っていますけれども、余りにも長過ぎると。行政のやはり継続性を考えれば、余りにも長い採用のブランクをつくるということは決して好ましいことではないと、そのように感じておられます。そういうわけで今後これから採用に当たってどのような計画お持ちなのか、もしあればお聞かせを願いたいと思います。

②の職員の採用基準についてお尋ねいたします。先ほど申しました配布された採用募集の応募資格に、このようにうたっております、赤平市職員に採用となった場合赤平市内に居住できる者。赤平市内に居住できる者と、この表現が実は昔はといいますか、今までは赤平市内に居住することと、こういうふうに記載されていたと記憶しておりますけれども、できる者という表現は非常に解釈が難しい。考え方によっては、できなければどうするのですかと。採用されたけれども、できませんと、そういうことでのいか、そういう解釈もできるわけで、このできる者という解釈をまずお聞きしたいのですが、もしこれがどちらでもいいのですよというのであれば、あかびらスクラムプランの中に、地域担当職員制を導入して、地域のイベント、いわゆるそういうものに参加し、担当職員が話し合いをし、活動し、情報提供や助言などをして、地域との橋渡し役をして地域振興を図りたいと。こういう赤平市の職員が地域で活躍するに、非常にすばらしいアイデアだなども、私はこのことはスクラムプラン出たときに感心した項目でもございます。現実問題として文京町地区の方面に住まれている赤平市の職員の皆様方は、おむすびクラブというクラブをつくり、組織をつくって、地域のイベントに参加してくれている、あるいは町内会の行事に参加してくれていると。非常に町内でも感謝している組織でもございます。この地域担当職員制を私は遂行するには、やはり赤平市内に住んでいることが条件だろうと、こういうように思っていたのですが、この応募資格の中の居住できる者という表現は非常に違和感を感じました。ぜひこの表現についてどのように解釈したらいいのかお聞かせを願いたいと思います。

大綱3、準公金不正使用事件についてお尋ねいたします。この①、再発防止について、これについても昨日同僚議員からの質問の中でご答弁いただきました。きのう副市長さんのほうから5つほどの、これも委員会で説明を受けています。今回の不正事件は、本当に正直に働いておられる赤平市職員の信用

を失墜させるような情けない事件です。これは市民も、我々も決して許してはいけない、このようにやはり厳しく問われなければならない事件だったろうと思います。不正使用された金額あるいは不明金については、この調査につきましては総務文教、社会経済常任委員会合同審査会において報告ありましたので、一定の理解をいたしております。ただ、このような事件が二度と起きないためにはどうすべきかと。昨日もお金の取り扱いのマニュアル的な部分が5つほど公にされました。もう一度私のほうで読んでみますと、まず印鑑と通帳は一人の人間に管理させないよと、2番目には金銭の取扱いは一人に集中しない、それからキャッシュカードは廃止する、それから多額な現金を日常的に手持ちしない、4番目に現金の引き出しは上司の決裁を受け取る、5番目に通帳の確認は半年ごとに実施するというので、既に5番目についてはもうされているときのう報告ありました。

これは、あくまでも取り扱い上による不正を防ぐためのことですが、それ以前にやはり地方公務員たるものは公正なる業務をしなければならない。参与席におられる皆さん方も、赤平市に奉職したときに宣誓書を出されたはずですが、これ全部読みません。全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する、こういうことをお勤めになっている皆さん方はサインをしているわけです。ですから、このことをきちっと頭の中に置いて、大方の方は守っておられるのです。しかし、ほんのわずかな人間がこれ守らないばかりに、不正なことを起こしている。そういう意味で市の職員となって、お勤めに至った当初のことをぜひ理事者である市長さん、副市長さんのほうから職員に徹底するようなやはり意識の改革が必要でないか、そう思っている一人でもございます。何かご意見がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、大綱4、教育問題について、①、全国学力テストの結果と対策についてお尋ねいたします。本年4月に文部科学省が実施しました、小学校6年

生と中学校3年生を対象にした3回目の全国学力テストが実施されまして、その結果が8月の末に公表されました。内容については、テストの内容は国語A、B、算数A、Bと4科目で、公表は各都道府県別の平均正答率であり、市町村は公表されておられません。では、どういう状況になっているかということ、まず小学校の場合ですが、全国小学生の平均正答率が63%、北海道の子供たちは59%、全国47都道府県中46番目と、3年連続46位、下から2番目の成績であると。それから、中学生は全国平均が68%の正答率、北海道の子供たちは66%ということで、これも47都道府県中42位ということで、昨年の44位よりも2つほどランクを上げているので、少しはよくなったが、よくなったといえども、全国平均から見れば下のほうにいます。このような結果が出たわけですが、けれども、赤平市のこの対象になる学年を見ても、そう北海道の平均から大きく外れることはないのではないかなと想像はしております。こういうことで、このような結果について教育を所管する委員会としてどのような見解をお持ちなのか、ぜひその見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから、ことして3回目のテストだったのですが、既に1回、2回とテストがされています。私も昨年このことについて質問させていただいていますけれども、この2回のテストの中でやはり成績が上がってこない、このことを具体的なテストの分析をして、そして対策を練るといふ答弁もいただいております。具体的にどのような対策をされたのか、ぜひそのことも重ねてお聞きいたしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱1、市立赤平総合病院について、①、経営の見通しと規模についてお答えいたします。

平成21年度に入り、医師数は医師確保対策が徐々に実を結び、内科、整形外科に関し、ある程度充足してきておりますが、医師間での経験年数に開きがあり、入院、外来ともに担当患者の平準化が課題と

なり、所管の委員会でもご説明いたしましたとおり、7月末現在で純損益が当初予定より上回ってはおりますが、これはあくまでも給与費等経費が計画以上に抑制されているため、医業収益が好転しているものではありません。このため昨日も経営委員会にて委員長以下改革プランの目標を再確認させていただいたところですが、この管理会議、経営委員会において単年度の黒字を目標にさまざまな視点から経営改善に向けて、より一層努力してまいりたいと存じます。

市立病院では、資金不足比率が81%を超え、今年度末までに公立病院経営健全化計画の策定が法律により義務づけられております。したがって、患者の9割以上が赤平市民である患者構成を踏まえ、今後の赤平市の人口推移、患者動向、診療科別の収益性等を精査し、経常収益の黒字化と不良債務解消ができる病院規模、経営形態について検討してまいりたいと存じます。また、その中で今後療養病床への介護サービスの導入、施設転換、診療棟内の空きスペースの有効利用、あわせて地方公営企業全部適用など経営形態の見直しも含め、検討してまいりたいと存じます。また、圏域の中では地域の基幹病院としての役割を果たしながら、入院も含めた初期医療と急性期医療を補完する亜急性期医療を行うとともに、将来の高齢化に対応するため療養病床の再編成を検討しながら、センター病院の後方支援を担ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 赤平市職員採用についての採用計画についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

一般行政職の採用につきましては、ご存じのとおり平成10年度以来ずっと採用しておりませんが、今日まで11年間になるわけでありまして、この間退職者が出て不補充として、実は採用を控えていたということでございます。このたびやと来年度の22年4月1日付の職員を採用することといたしま

して、募集をしたところであります。このたびの採用時につきましては若干名ということでございますけれども、早期退職者の影響もありましたことから、複数名以上、いわゆる2名以上というふうに採用を考えているところであります。

今後の職員採用計画についてのご質問でございますが、今後また退職者等により欠員の補充は当然でございますけれども、今後の例えば分権により需要がふえると、そういうことも当然考えられるわけですが、これら事業の増減などによる職員数の適正化や特に財政状況を考慮しながら、継続性のある採用をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員の採用基準についてですが、今ほど申し上げましたように今回は一般行政職のほかには救急救命士、消防士になるわけですが、これも1名を採用する予定でありまして、特にその中で一般行政職の応募資格といたしましては、広報にも出しましたからご理解いただいていると思っておりますが、1つには昭和57年4月2日以降に生まれた4年制大学を卒業または平成22年3月までに4年制大学を卒業する見込みの者と、もう一つは昭和59年4月2日以降に生まれ、短期大学を卒業または平成22年3月までに卒業見込みの者と、そしてもう一つは昭和61年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業または平成22年3月までに卒業見込みの者として採用を予定をいたしております。

条件といたしまして、職員に採用になった場合には、赤平市内に居住できる者としたところであります。最初からどこに住んでもいいですよという条件ではありませんで、赤平に住んでいる方がもし採用になったら当然赤平に住んでいただけたと思っておりますけれども、市外からの応募者で赤平の職員になった場合には、当然赤平に住んでいただきたいという条件でございます。既に8月の22日に受け付けを締め切りまして、このたび22名の応募があったところでありますが、受験者の内訳といたしましては市内居住者が13名、市外の在住者が9名となっております。

今月の20日、日曜日に第1次試験を実施する予定であります。ご指摘のとおり採用後におきましては、個人的な事情によって途中から居住できない職員というのもこれまで確かにありました。また、市内居住を義務づけることは法もとの平等の原則に抵触するということにもなりまして、強制はできないわけでありまして、職員採用に当たりましては、赤平の職員になるわけですから、赤平市の住民となってこれからの住民福祉の向上に意欲を持っていただき、そしてスクラムプランや赤平市の総合計画の中でもうたわれておりますように協働のまちづくりを推進していただくために、地域に根差していただける方を採用したいと思っております。したがって、条件としては市内に居住できる者ということを条件とさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

準公金不正使用事件についての再発防止でありますけれども、改めてこのたびの不幸事件に対しまして、心からおわびを申し上げたいと存じます。今後の団体会計処理につきましては、昨日も5つの再発防止対策として申し上げましたが、今議員さんのほうから5つの再発防止策の説明ありましたから割愛させていただきますけれども、やはり何といたっても日ごろから公務員としての倫理観を持つと、自覚を持つということが大変大事でありますし、この5つの再発防止策についても例えば職員が課の中で、自分の机の上でもいいと思っておりますけれども、そういう目に触れるようなところにそういう再発防止策を掲げて、常時置くとか、いろいろ方法を考えていかなければならないというふうに思います。しかし、公務員は全体の奉仕者として市民の信頼にこたえていくことが常に求められておりますから、特に採用時については必ず宣誓書を読んでいただいて、署名をして、提出をしていただくということを常にやっておりますが、地方公務員の基本的な知識や自治体職員としての心構えを学ぶ機会といたしまして、きのうも申し上げましたとおり、市町村職員研修センターで行われている研修会などを初め、あらゆる研修

会に積極的に参加をし、倫理意識の高揚を図ってまいりたいというふうに思っております。特に職員は、日ごろより全体の奉仕者であることを改めて意識をし、業務を進めていくなど、これからあらゆる機会を通じまして、努力をしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱4、教育問題について、全国学力テストの結果の対策についてお答え申し上げます。

本年度の学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語と算数、数学の2科目について昨年度に引き続き4月21日に実施されました。実施はことしで3年目となり、その結果が8月27日に全国一斉に公表されたところであります。赤平市の状況については現在のところ分析中でありまして、詳しい結果はまだ出すに至っておりません。大まかに見たところでは、本市の状況としまして、全体的な傾向としては全国、全道に比べて相対的に低い傾向にあるのではないかと認識しているところであります。傾向としては基礎、基本的な問題についてよりも応用的な問題や記述式の問題について、その差が大きい傾向にあります。前回の調査結果と同様な傾向が強いのではないかと感じておりますけれども、詳しい結果が出次第市としての学習改善プランを作成して、改善方策を提示してまいります。また、各学校に対しまして、学校ごとの結果分析を行って、各校ごとの学習改善プランを作成して、各校がそれぞれ学力向上のための実行に移していくこととしております。

今回のテストの詳細な結果分析はまだといいながらも、3年間の結果が同様な傾向を示す可能性があるということは大変憂慮するところでありますけれども、テスト結果の分析により対策を立てて実行しておりますので、その方向性は間違いではないと考えております。学力の向上には時間がかかります。

分析結果に基づく児童生徒個人々人に対する指導はもとより、保護者に対する学力状況の説明はもちろん、規則正しい生活習慣の確立と家庭学習の定着化について、家庭へのお便りや家庭訪問、さらには参観日での面談の機会をとらえて、保護者に対して周知を行っております。また、教職員に対してもわかる授業づくりを目標に、教材研究を初め校内授業研修会の活性化と教職員相互の批判、検討などによって、より建設的な授業づくりを目指すこととしております。以上のことと今回の詳しい分析結果を加えて、対策をさらに強化して、学校、保護者とともに学力向上に向けた取り組みに努力いたしますので、よろしくご理解賜りますようお願いする次第であります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕各項目につきまして、それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございました。

大綱1の病院の件でございますけれども、つくった目標、計画に対してやっぱり誠実にそれを確保するための努力はしていただきたい。毎月委員会で報告いただいておりますけれども、私どもが報告を聞いていて何となく割り切れないものがあるのは、病院の経営というのはやはり医業収益がメインでございます。決して市からの繰り入れがメインではないのです。公営企業と、いわゆる企業という名前ついていますから、やはりここでそれなりの利益を上げなければならぬと。病院はよく利益要らないのですよなんていいますけれども、要らなければ病院なんかもたないのです。やはり医業でもって収益を上げていくと。そのことについて毎回毎回達成できませんでしたと。どうもちょっと割り切れない。結果として目標に達しないのであれば、ではどのようなことを分析と対策をとったのかということがやはりなかなか見えてこない。私は、やっぱり病院は赤平市にとって、なくてはならない施設だと思っております。これは、住民アンケートの中にも十分出ており

ますし、そういう意味でやはり病院を残すという、病院を運営していくということの重要性を十分認識いただいて、現場のお医者さん、それから医療技術者、いわゆる病院の屋根の下で働くみんながこのことに意識を集中して、そして分析をして、対策とってもらいたいと、このように願う一人でもございませぬ。本当の苦しみは先ほども申しましたけれども、特例債を受けた、もらったことによって、いつきは楽になりました。しかし、本当の苦しみはこれからだと思っています。前に申しましたけれども、特例債が単なる借金で終わってはだめなのです。やはりこれを生かして、赤平市民1万3,000人の命と健康を守る施設としてやっていただきたいと、そう思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

その次に、職員の採用の件ですけれども、先ほど来これからいろいろと赤平市の財政状況もあります。ただ、今まで12年近くのブランクってやっぱり長いかなと。できれば……早期退職制度でもってそれなりの年齢の方が退職しましたけれども、それでも今一番年長者といえども五十六、七歳になっていると思います。そうすると、3年後にはやはり募集しなければならぬとき来るだろうと。せめて3年か、長くて5年の間で募集できればいいのかなと、そう思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、公金の不正事件、もう絶対あってはならないと。過去に何回かあったとは聞いてはいますが、過去は過去で、これから先こういうことが起きないようにやはり職員の自覚というものを意識してもらいたいと、そう願う一人でもございませぬので、よろしくお願いをいたします。

それから、教育委員会の学力テストの結果についてでございますけれども、たしか去年質問したときに家庭学習の時間が足りないのが大きな原因の一つであるという答弁もいただいた記憶もありませんけれども、今回のテストの結果について新聞等によると、学校が学力向上の目標や課題をやっぱり明確にする

と、そういうことで子供たちの学力が向上してくるのだと。教育長さんに見れば、ちょっと方針が違うのかなと異論はあろうかと思いますが、しかし子供たちの学力が向上するということはこれ大事なことです。道PTA連合会の会長さんあたりは、これ学校はテストの結果をどう分析して、どんな指導方針で対応するのかを保護者にオープンにすべきであると。先ほどの答弁では、赤平はそういうことで保護者等にもいろいろとやっておりますけれども、さらなる努力もしていただきたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上、要望も加えてお話しさせていただきました。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序5、1、市税及び各種未収金対策について、2、住環境整備について、議席番号7番、太田常美君。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。

大綱1、市税及び各種未収金対策について。過日8月1日の日付で、市税等収納対策本部の健全なまちづくりのためにというパンフレットを目にいたしました。現物はこれでありまして、裏表に書かれて、市民にもわかりやすいような内容で書かれておるのですけれども、その中に市税の未収金が1億円を切るようになってきたとありました。市税を除く各種使用料に関しても、過去3年間の差し押さえなどの実施結果がこれに掲載されております。その他納税相談や差し押さえ等の説明が加えてあり、市税等収納対策本部の苦勞の一端がこの一枚を見ただけでも、裏表見ただけでもわかります。そこで、徴収のとき市民や営業している会社や商店など今現段階でわかる範囲で、詳細は結構ですので、市税及び各種使用料についてどのような形で徴収しているのか、またその進捗状況を教えてください。

次に、大綱2、住環境整備について、文京町地域及び周辺のふろのない公営住宅の対策についてであ

ります。文京町にゆたか湯という公衆浴場がありましたが、今現在は経営の不振でもって取り壊されて、ありません。しかし、文京町周辺には数多くのふろのない公営住宅がありまして、お年寄りのために今は住友共同浴場まで送迎バスで対応している状況であります。将来5年後か10年後には、住友地区や茂尻地区のようにふろつき住宅を建設する計画があるかどうかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 吉村税務課長。

○税務課長（吉村春義君） 大綱1、市税及び各種未収金対策についてお答えをさせていただきます。

未収金対策につきましては、副市長を本部長といたしました赤平市市税等収納向上対策本部を中心として、管理職による特別徴収や収納強調月間などの重点項目を設定し、収納強化に努めております。今回の全戸配布いたしましたパンフレットは毎年発行しているもので、赤平市の財政健全化の最重要課題である未収金対策の強化を徹底することにより、市に対する納税者の信頼の確保と不公平感の解消を目指すとともに、納税の基本であります納期内納付、自主納付が促進されるようにとのことで実施しているものであります。

ご質問の市税及び各種使用料についてどのような形で徴収しているかについて市税の関係で申し上げますと、基本的には納税者が納期限内に自主納税していただくこととなりますが、納期限を超過しますと督促状の送付をし、それでも納税がない場合は催告による呼び出しを行い、納付相談による納付誓約から分割納付に結びつけています。

次に、こちらの呼びかけに対し、全く応じない場合や、納税約束をしたにもかかわらず約束不履行が続いた際には、勤務先へ給与支払い等に関する実態調査を初めとし、法律に基づいたあらゆる調査を行い、預貯金、給与などの差し押さえを執行いたしません。なお、差し押さえは年々増加傾向となっております。

最後に、差し押さえまでいったにもかかわらず、

その後も納税がない場合、さらなる収納対策として、既に近隣市町村の中で取り組んでいるところもあります。滞納者の住居等の検索を行う場合もあります。使用料関係につきましては強制執行権がないため裁判によらなければなりません。住宅使用料等の滞納がある場合においては、議会で専決処分のご報告をさせていただいておりますが、市営住宅の明け渡し、滞納家賃の支払い訴訟などの処分を行っておりますし、水道使用料については給水停止予告も兼ねた催告書を発送し、催告に応じなければ給水停止を実施しております。進捗状況につきましては、8月末現在の状況でございますが、市税につきましては前年比で現年度分が1.29ポイント増、滞納繰り越し分が0.46ポイント増、市税合計では1.52ポイントの増加となっております。国民健康保険税や介護保険料及び住宅使用料、水道使用料などの収納状況も昨年並み、あるいは微増という状況でございます。未納されている一部の方につきましては、納付できる能力がありながら納付意識に欠けているなど不誠実な滞納者もいることから、市の広報や今回のパンフレットなどを利用して広報活動を継続しておりますが、今後とも納税に対する住民意識の高揚と不公平感の解消を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱2、住環境整備について、①、文京町地域及び周辺のふろのない公営住宅の対策についてお答えさせていただきます。

市内における市営住宅は現在2,919戸ありますが、そのうち浴室のない住宅は1,225戸ほどあり、646戸に入居されております。文京町及び豊丘町地区における市営住宅につきましては、浴室のない住宅が180戸ほどあり、そのうちの94戸に入居されている状況でございます。昨年9月末で文京町地区の公衆浴場でありましたゆたか湯が廃業となりましたことから、これまでの対応としましては茂尻地区と同様に町内会等との協議により臨時バスによる住友共同浴場への運行を行っており、週2回、1日1便の運行

による利用状況としましては1回に十三、四名の方が利用をされておりますが、対象となる皆様にはご不便をおかけしております。文京、豊丘地区の市営住宅建てかえである吉野団地の建替計画は、本市の公的住宅の総合的な計画である公営住宅ストック総合活用計画において集約再編による建てかえを計画しておりますが、近年の厳しい財政事情により当初計画よりおくれしており、建設の実施については現在進めております住友、福栄地区及び茂尻団地建替事業の推移や今後の財政状況等を考慮しながら検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 太田常美君。

○7番（太田常美君）〔登壇〕住環境整備については、当然住友、茂尻地域に計画されていることから、十分趣旨はわかりました。

市税及び各種未収金対策についてであります。これは何回か私も質問させていただいているのですが、総務省の見解では生活困窮している者に対しては、それは考えるという、そういう見解と、それから悪質な者についてはどんどんと法的手段でも何でも用いてそういう措置を講ずると、何もしない自治体に関しては総務省からそれなりのペナルティーとか指導あるということも私も何回か申し上げてまいりましたが、たまたま市内で商売をやっている、そのために税金や何か払うのが2カ月、3カ月おけると、そういう人に関しての徴収側の市の職員側の取り立てる問題、態度、言葉、これはかなり厳しいこともあったように見受けられますので、その辺も本人が払わないという意思表示を示したならば、これは悪質な者であるけれども、3カ月待ってくださいと、店の資金をやりくりして3カ月後に払いますと言う者に関しては、そういう厳しいことは、要するに税金払わないと明言したわけでもないのですから、ひとつもう少しやわらかい、そういう柔軟な態度で臨んでほしいと。いわばこれは、税金は払っていただかねばいけないと。だけれども、そういう向こうの商売している人のプライドや誇りも傷つけない

いで、本当にきちっと払っていただくという、そういうもろ刃のやいばでありますけれども、何とかその刃もきちっと対応した中で、非常にお金にまつわることです、この収納とか徴税は。ひとつそういうことをまず要望して、質問を終わります。

では、以上で終わります。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序6、1、職員の処遇改善について、議席番号5番、林喜代子さん。

○5番（林喜代子君）〔登壇〕 通告に基づき、一般質問を行いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、職員の処遇改善について、①、職員給料削減した20%の復元についてお伺いいたします。自治体の財政破綻を防ぐ自治体財政健全化法が初めて適用される2008年度決算で、破綻一步手前の早期健全化団体に指定される可能性が高かった赤平市も、市民、行政、議会が一丸となって対処した結果、回避することができました。人件費の大幅な削減、公共施設の統廃合と休止による維持費削減、公共事業の削減、住民負担、市立病院不良債務の大幅な削減など赤字解消に取り組んだ結果です。特に人件費の大幅な削減は、市職員の自己犠牲的な30%の削減で、今年度10%は復元いたしました。が、いまだ20%はそのままです。生活費のほかにローンの返済、子供たちへの仕送りなど大変な生活状況と伺っております。さらに、職員早期退職者などで16年度と20年度対比では全体で189人も減少しております。また、19年度1年間に早期退職された職員は95人になっております。補充していないので、仕事の量は確実にふえ、夜遅くまで電気がついているところも見受けられます。そうした中09年度の連結実質赤字比率も13.10%、歳入歳出差し引きも10億9,531万8,527円ということで、ほっとしているところです。そういったことから考えますと、削減した給料20%の復元は早急に考えてほしいと思うのであります。また、早期退職者制度は今後どうなるのかをあわせて、担当の考え方を伺います。

②、非正規雇用の処遇改善について伺います。道

内の自治体で働く非正規雇用の公務員のうち平均年収が200万円未満で働く官製ワーキングプア、これは働く貧困層ということです、この方たちが6割占めているということが調査され、報道されました。道内地方公務員のうち非正規雇用は3割で、約2万人いると推計されるそうです。当市においても臨時職員9月1日現在病院を除いて114人、嘱託職員、病院を除き43人と伺っております。報道によると、08年の年収、勤続1年以上は150万から200万円未満が27%と最も多く、100万から150万円未満が22%、200万から250万円未満が20%、100万円未満が14%となっております。当市の非正規雇用者の中には、早期退職をやむなくした人もおります。その声を聞いたところ、本来ですとやめたくなかった、退職まで勤務したかった、さらにこれは家族の意見なので、声なのですけれども、退職を決断するのに1カ月以上主人は寝ていなかった、またこんなに早く回避できたのなら急いでやめなくてもよかったのではないかという夫婦げんかをしたという声もありました。その方々の中には職についた人、またついていない人さまざまです。調査によると、正職員と同じ仕事をしているのに処遇の格差が大きいと不安、不満を持つ非正規職員がそれぞれ4割近くいたとのこと。正職員の20%復元とあわせて、非正規職員の処遇改善を考えていただきたいと思いますが、担当の考え方を伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 職員の処遇改善についてでありますけれども、お答えをさせていただきます。

財政再生団体に指定される危険性から、赤平市としては人件費とりわけ職員の給与につきましては、今ご指摘のとおり平成20年度30%で、本年度におきましては20%と大幅な削減を実施してきたところでございますが、このたびご指摘のとおり何とか早期健全化団体の指定は回避することができました。大変人件費のウエートが私は重いというふうに思っております。このことから当市の歳入の多くを占めま

すこれからの、政権かわってしまいましたからどうなるかわかりませんが、今後のやはり地方交付税の動向や病院の経営状況などを考慮いたしまして、またこれからの職員の採用もでございますことから、財政計画を見直していくということになるというふうに思いますが、どの程度回復できるか見きわめまして、今後、今後といたしますと来年度という意味でありますけれども、少しでも復元できるように努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

なお、ご質問の早期退職者制度につきましては、このようなたくさんの方の早期退職者が出るということは予想をたてておきません、これ以上退職者が出ますと、大変業務に支障が生じますので、平成20年3月31日をもって、この制度につきましては廃止いたしましたので、よろしくご了承のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 次に、②、非正規雇用職員の処遇改善についてお答え申し上げます。

非正規雇用のうち市の臨時職員の状況でございますが、9月1日現在で病院を除き114人となっております。ございまして、その職種も事務補助を初めといたしまして、保育士、運転手、調理員、介護員など多様でございます。その職種ごとに賃金の単価を決めており、勤務時間もその職場によりまして週20時間の者から週38時間45分の者までまちまちでございます。昨年10月に最低賃金が13円引き上げ、667円となりましたことから、一律に2%引き上げ、さらにこれとは別に介護員、保育士の賃金について見直しをかけたところでございます。さらに、本年度におきましても、最近の報道でございますが、最低賃金が平成21年10月10日より11円引き上げられ、678円となりましたことから、早速臨時職員の賃金につきまして見直す予定でございます。また、嘱託職員につきましては、9月1日現在で病院を除きまして43人、臨時職員同様一般事務、運転手、介護員など多

様でございます。それぞれの職種に合わせ、月額報酬を定めているところでございます。嘱託職員の報酬は、平成20年度中財政健全化のため2%の削減を行ったところでございますが、現在は回復をいたしまして、とりわけ介護員の報酬につきましては介護従事者の処遇改善として介護報酬の改定もございましたことから、さらに3%上乘せするなど改善を図ったところでございます。

以上、非正規雇用の処遇改善につきまして申し上げます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 林喜代子さん。

○5番（林喜代子君）〔登壇〕 たいまは副市長、そして町田総務課長よりご答弁をいただき、理解いたしました。

財政計画を見直して、少しでも復元できるよう努力することですので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、非正規職員ですが、これは行政改革で公務員削減が進められ、三位一体改革などで自治体財政が悪化し、一方業務量は減らず、自治体は人件費の安い非正規職員を採用するようになり、官製ワーキングプアが横行していると指摘されております。働く人の意欲をなくさないよう、格差の是正に今後も努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序7、1、財政問題について、2、急増中の新型インフルエンザについて、3、肺炎球菌症予防対策について、4、職員採用時の宣誓及び公務員の倫理について、議席番号4番、宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君）〔登壇〕 質問いたしますの

で、よろしくお伺いいたします。

まず、大綱、財政問題についてお伺いします。1、市の財政好転による黒字11億円の展望について。小泉構造改革路線の三位一体改革による地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、連結実質赤字比率や財政再生基準は大幅なものになり、平成20年度決算では財政再生計画策定の状況などを回避するため、特に職員等の義務的経費削減による攻撃は、地方自治を破綻に押しやるものであったのではないかと。また、市立赤平総合病院の累積赤字対策で最大努力を重ねているところですが、国の公立病院改革ガイドライン再編、縮小、廃止の推進は、国と地方の財政支出を減らす改革というもの。この連続医療改悪は、まさに医療難民、保険あって医療なしにさせることであります。国の責任で国民の医療と命を守るための支援を要求することが必要でないかと思えます。さらに、当市の公務員労働者の人件費削減は、19年度決算だけでも約5億7,000万円という大幅なものではないかと思えます。生活基盤を退化、展望を失うものにさせ、市民サービスやまちの経済を失わせることになるのではないかと。夕張市の次は赤平市という厳しい状況の中で財政健全化計画を押しつけられて、1、生活基盤を困難にする職員給料30%削減、早期退職勧奨、2つ目には官製ワーキングプアの存在、3つ目には住民負担増などによって、住民の暮らし、地方自治を疲弊させているのではないかと。自民、公明政権は10年間にわたって大企業優遇税制を進めて、地方交付税削減、約1,000万人の非正規労働者を拡大してきたことが生計の展望を失って、国民から自民、公明政権の退場を示したのではないかと。今後の政治については、地方自治、国民生活第一という国民的変化は、政治的改革を要求して、安心、安全の地方自治、行財政の構築を求めることになったのではないかと思うのであります。平成20年度決算に基づく連結実質赤字比率は、早期健全化基準も下回り、健全段階への移行を果たしたとしております。その上立って、黒字10億9,531万8,527円は翌年度に繰り越したものの。この財政好転によって、第一に義務的

経費の人件費の改善を図ることはできないか。1、職員の生活基盤、義務的経費20%削減を計画的に戻すこと、2、当市臨時職員、手取り7万円程度、年収150万円程度の官製ワーキングプアをなくすことではないか、お考えをお伺いします。

2、急増中の新型インフルエンザについて、①、学校での集団感染の予防と対策について。厚生労働省のまとめで、8月末の1週間での集団感染は1,330件に上がっています。感染は子供たちだけではなく、全国でふえ続けております。沖縄、兵庫、愛知などでは死亡する例も相次いでいます。感染拡大のピークに備え、感染拡大と重症化を防ぐ対策が急がれています。厚生労働省の見通しでは、毎年の季節性インフルエンザの2倍程度に当たる国民の2割が発症した場合、ピーク時には1日当たり76万2,000人が発症、4万6,400人が入院するとしています。現在の流行が9月下旬から10月上旬以降と見られています。新型インフルエンザは、多くの人に免疫がなく、一気に広がるのが特徴です。本日のテレビニュース、和歌山県の高校で10人だった感染者が、一気に498人が新型インフルの疑い例だと報道されています。感染が広がりにくいと言われるこの夏場に流行が始まったのもそのためで、その上これからは例年でもインフルエンザの感染が広がりやすい時期です。新型インフルエンザは、一般に症状が軽いと言われているものの、子供たちが感染しやすく、差し当たって重視されるのは高校、学校などでの集団感染を防ぐことですが、うがいや手洗いに心がけるとともに、感染が発生した場合の拡大を防ぐためには学級閉鎖や休校も必要になります。その際、重要なのは親や家族の負担軽減対策をとるとともに、臨時の保育体制や企業に休みを補償させるなど、親の負担にも気を配り、手を打つことが行政の責任ではないか。対応策をお聞きいたしたいと思えます。

②、基礎疾患などの人に対する対策について。厚生労働省は5人に1人として試算していますが、当市では約2万2,800人が対象になるのではないかと。ぜんそくや糖尿病など基礎疾患がある人や妊産婦は

重症化しやすいとされています。死に至る危険は、季節性のインフルエンザよりもかなり高いというのが専門家の見方です。15日の道新報道で、持病のない沖縄では24歳の方が死亡。大阪と、この問題では2例目です。海外でもこのように報道されています。新型の感染が疑いも含めて国内で14例といいます。当市は、試算では相当高い状況になるのではないかと思います。懸念されるのは、急速な感染拡大に見合った医療の体制です。新型インフルエンザに対応したワクチンは、生産が始まったばかりです。治療薬はタミフルなど既存の治療薬が有効だと厚生省は言いますが、重症化が予想される人には、早目に見きわめ、早期治療を行う体制が不可欠です。新型インフルエンザの感染者とともに、一般の患者も受け入れる医療機関で、感染が広がらないようにする体制も心配です。当市は、感染者などをもと下足保管ルームに待合室を設置するというのですが、通常2倍と言われるその状況に対応が可能かどうか。また、重症者のためのベッドや人工呼吸器などの準備も十分か。これまで経験したことのない感染の規模と速度に見合った体制が必要ではないかと思います。

③、症状発生時における関係職場の職員の対応について。新型インフルエンザの予防には日常生活でのうがい、手洗いが有効だとされていますが、発症、発熱などの症状が出た場合、外出を控え、せきによる感染を防ぐためにマスクを着用し、エチケットを守ることは常識ですが、前提となるのはふだんから健康を整え、ぐあいが悪いときには気軽に休めるようにすることで、過労死するぐらい働き、臨時職員など少々の熱ぐらいで休めないことなどがないようにする社会的環境をつくっていくことも重要ではないかと思います。お考えをお伺いしたいと思います。

④、感染拡大を抑制する市の広報活動が必要でないかについて。厚生労働省は、9月下旬から10月上旬を流行のピーク時としていますが、この時期には、予防ワクチンは10月下旬ごろで、間に合わないということでもあります。うつさない、広げないことで、

感染抑制のために予約受診など周知を図る必要があるのではないかと思います。

⑤、ピーク時の医療機関の連携について。重症患者の受け入れ態勢は、砂川市立病院、滝川市立病院にしても行政区の受診患者の対応で、他市からの受け入れは困難になるのではないかと思います。

⑥、緊急時の一般職員の対応について。ピーク時には医師、看護師など不眠不休体制になるのではないかと思います。このために本庁職員の受付や案内、運転、連絡などできることはやる、このことの検討が必要でないかと思います。

次に、肺炎球菌症の予防対策について、①、高齢者が罹患しやすい感染症予防への支援について。肺炎球菌ワクチン1回8,000円で、5年以上一生に近い免疫があるというのではないかと思います。肺炎を抑え、苦しみを軽くして、重篤を抑えるための補助支援対策が必要でないかと思います。新型インフルエンザ流行期に高齢者は接種をと、高齢者の肺炎死亡率が高いといっています。長野県波田町立病院は行政と協議、肺炎が重症化しやすく、長期入院が急速にふえる75歳以上79歳では医療費2,600万円が3分の1になったといい、町のワクチン助成費用約160万、その浮いた分を他の重症化しやすい患者の治療に回すことができると担当医が喜んでいました。せたな町では、平成13年にこのワクチン公費助成で、公費助成前老人医療費は全国トップだったのが818位に下がったと言われています。ワクチンは住民に予防医療の重要性を認識してもらう道具、健康への意識が高まれば医療費は減ると担当医師が語っています。中富良野町では昨年4月、70歳以上から65歳以上半額助成しています。日本感染症学会もことし5月、緊急の提言で、新型インフルエンザの重症例にはウイルス性肺炎より細菌性肺炎例や呼吸不全例が多く見られるとして、1、65歳以上の高齢者、2、慢性呼吸器疾患並びに慢性心疾患、3、糖尿病の患者に肺炎球菌ワクチン接種を考慮するよう呼びかけています。日本では4から5%、米国では65%接種済みと言っています。新型インフルエンザとの併用

で、死亡リスク約8割減少と産経新聞が報道しています。地方自治の基本は福祉です。重篤にさせないこと、当面計画的に高齢者1,000人に対して1人1回3,000円の補助、300万円程度を検討することはできないかお伺いをいたします。

次に、職員採用時の宣誓及び公務員の倫理について、公務員の使命、責任、住民サービス、研修について。基本について採用時と今日では、公務員意識や自覚が形骸しているのではないか。この10年間議会などを含めて議論された約4件の金銭に絡む不祥事、あってはならない問題だと提言してきましたが、財政健全化計画執行中であっても頻度がふえていることは、どこに問題があるのか検証してきたのかであります。洋服購入チケット、後に仕立金受領、家族も公務員、水道料金詐欺に至っては部課内で処理し、依願退職だったのではないか。これは、半年後にマスコミが報道して判明した。また、病院給与事務担当の同僚は人より高い残業手当毎月支給されている、おかしいという声があるのに、約1年後に発覚など緩い、甘い監督行政の姿勢があるのではないかと思います。公務員の使命、責任、住民サービスに徹する日常的な教育研修に欠如があるのではないか。公務員、労働者であると同時に、市民サービスに努め、民主的行政運営に管理者は認識を改めることが必要ではないか。

1、直属の管理者自身が公金に係る問題でわからなかったでは資格が問われるのではないかと思います。

2、憲法、地方公務員法など職員の教育研修責任者、訓練実務責任者はだれになっているのか明示して、機能されているのか。

3、定期的研修は少なくとも年次計画で行われているのか。5年間実施期日の研修内容を示してください。

4、利便で効率的なキャッシュカードを廃止するというものですが、通帳担当者に任せない、印鑑、通帳を課長管理とすべきではないかと思います。

5、職員が直接かかわる会計担当を団体選出にするための時期を明示して、再発防止することが必要

でないか。

以上、お伺いします。第1回目の質問です。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱1、財政問題について、①、市の財政好転による黒字11億円の展望についてお答えさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、地方公共団体の財政の規律を図るといった目的そのものは大変重要なことであり、また財政状況を公表するといった点から意義のあることだと考えております。当市の財政状況につきましては、ご承知のとおり連結実質赤字比率が高く、本比率を平成20年度決算までの短期間で大幅に改善するというのは極めて厳しい状況でありました。しかし、平成18年度からあかびらスクラムプランによる住民負担の見直しや公共施設の統合、休廃止、職員人件費の削減など徹底した行財政改革を実施したことが以降の年においても引き続き財政効果を生み、また平成19年度からの赤平市財政健全化計画では特に57歳到達者にとって厳しい早期退職制度等の改正、平成20年度は赤平市財政健全化計画改訂版による大幅な人件費削減など財政再生団体入りだけでは何としても回避するという市民総意のもと、市民、議会、行政が丸となって取り組んだ成果、そして施設売却等の臨時的収入が加わって、平成20年度決算における一般会計剰余金の約11億円につながったものであります。しかし、臨時的要素も含まれておりますので、決して今後も安心できる状況には残念ながら至っていないというのが現状であります。

一方、水道事業会計は資金不足が残り約1,600万円となり、平成21年度決算では黒字転換となる見込みでありまして、国保会計につきましては平成19年度決算から実質的な単年度収支が図られ、平成20年度決算における累積赤字額が4億円弱となり、このたびの議会の中でご提案させていただいております補正予算で累積赤字を全額解消するための一般会計繰出金を計上させていただいたところであります。しかし、病院事業会計につきましては、公立病院特

例債の借り入れと一般会計からの不良債務解消のための3億円の繰り入れにより、残る不良債務は約14億円となりましたが、このような臨時的収入を差し引いた事実上の単年度経常収支では1億3,000万円程度の不良債務が発生していることから、本年度を含め、経常収支の均衡を図ることが依然として大きな課題として残されております。

結果として、地方財政健全化法に基づく財政健全化判断比率は4指標すべてが健全段階への移行を果たしたわけではありますが、実質公債費比率、将来負担比率についても全国平均より高目に位置していることから、引き続き厳しい状況であることに変わりはございません。また、病院事業については、個別外部監査を経て本年度中には経営健全化計画を策定し、今年度を含む7年間で公立病院特例債の償還を行い、さらに残る不良債務14億円も解消してまいらなければなりません。現在第5次赤平市総合計画の実施計画を策定中で、これに基づき普通会計の財政推計を見直す作業を進めているところでありますが、特に歳入では市税や地方交付税等一般財源の見通しをどう見るか、そして歳出では職員人件費をどう見込むかが大きなポイントとなっております。こうした財政推計によって、しっかりとした目標を掲げつつ、総合計画を着実に実施していくと同時に、一年でも早く人件費の回復が図られるよう、引き続き努力してまいらなければなりません。

また、官製ワーキングプアにつきましては、本来財政問題とは別に考えるべきものでありますが、財政難によって嘱託臨時職員の人件費についても正職員と同様に削減してきた経過がありますので、全国的、社会的問題となっている現状を踏まえ、特に施設等で専門的な資格を有する職員の勤務実態を再度把握した上で雇用形態等の見直し、あるいは人件費のあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱2、急増中の新型インフルエンザについて、①、学校での集団感染の

予防と対策についてお答え申し上げます。

新型インフルエンザ対策については、本年春の日本上陸によって冷静な対応が必要と思いつつも、その予防は万全に行わなければならないと認識しているところですが、本道では本市よりも半月ほど早く夏休みが終わって、2学期が始まったことに伴い、各地で罹患の報道がなされるに至っております。そのため各学校では2学期当初から防止対策について児童生徒や保護者に対して啓発活動を行っていたところですが、市教委では各地での発生を受け、8月28日付の教育委員会名で感染予防についての啓発チラシを全保護者に対して発布させていただいております。内容は、せきエチケットを守る、うがいや手洗いの励行、十分な栄養と休養、必要なとき以外は人込みを避ける、室内を適度な温度と湿度に保つ、発熱などの症状がある場合は登校せずに医療機関への受診、受診する場合はマスクの着用などです。さらに、31日には幼稚園と全小中学校に対して消毒液の配付を行って、予防に万全を期したところであります。しかしながら、消毒液は今後の必要数の入荷が見込めないことが判明したことから、理事者、保健部局と協議しまして、予防には通常のインフルエンザと同様ということから、学校内では手洗いの励行のためのポンプ式石けんを配付し、児童生徒に手洗いを励行することにいたしました。石けんは既に配付を完了しておりますけれども、外部からの来訪者に対しては消毒液を引き続き学校玄関に設置することで感染の防止に努めているところであります。いずれにしましても、感染拡大を防ぐには保護者、児童生徒一人一人が個人でできる予防対策を励行することで、感染の急速な拡大や大規模かつ一斉の流行となることを避けることができますので、個人ができること、学校ができることを効果的に行いながら感染防止に努めてまいります。

なお、学級閉鎖や休校の際の親や家族の負担軽減策をとるといふことの質問でありますけれども、新型インフルエンザにかかわらず、通常のインフルエンザまたは流行性感冒等の流行の蔓延については、

その都度臨時学級閉鎖、臨時休校等行っております。新型インフルエンザに限ってということでありませんで、感染拡大を防ぐということがまさに行政の最大の責務であると考えておりますので、よろしくご了解くださいますようお願い申し上げます次第です。以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 引き続きまして、②、基礎疾患などの人に対する対策についてお答えいたします。

市立病院におきましては、現在A型インフルエンザの患者が5名確認されておりますが、昨日も申しましたとおり集団感染しない限り新型インフルエンザかどうかのPCR検査が義務づけられておらず、通常のインフルエンザ患者と同じ診療体制となっております。入院が必要な場合には、滝川保健所に連絡し、砂川市立病院の感染病床に搬送することとなっております。そこで、健康な方なら感染しても症状は比較的軽く済むこともあります。糖尿病や呼吸器系疾患の基礎疾患を抱える方、また子供や妊婦の方の中には、感染に対し十分注意をする必要があり、重篤化することも懸念されますので、病院の対策といたしまして、現在成人には正面玄関入り口右側に待合室を特設し、小児への対応には2階、旧喫煙室を待合室に確保し、拡大や蔓延、他の一般患者への感染の防止などに努めております。個別の待合室の確保や人工呼吸器台数も含めて十分対応できる体制にありますが、今後突発的な集団発生など緊急的な状況が発生した場合は随時滝川保健所等との連携を図りながら、後手にならないよう対応策を講じてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ③、症状発生時における関係職員の対応についてお答えいたします。

職員の感染予防につきましては、庁内LANを利用いたしました掲示板などを利用して、手洗い、

うがいの励行やせきエチケットの徹底、日ごろからの十分な栄養と休息をとることなどを周知しているところでございますが、発熱、せきなどの症状があった場合につきましては、すぐに医療機関を受診することも促しているところでございます。職員が感染をした場合につきましては、接する市民や他の職員の感染を防ぐことが感染拡大防止の上で重要でありますことから、勤務を休ませる必要があるものと判断をしており、職員が減少している厳しい職場環境ではございますが、各部署で職務の優先順位を勘案し、職員相互が協力した中で業務を遂行することが重要であると考えております。また、同居する家族に感染者が発生したときには、職員本人に症状がない場合におきましても、マスクの着用などによりまして、他者に感染させない対策も必要であると考えております。今後におきましても、感染予防の周知徹底並びに発症時の対応につきましては、各部署の協力体制を築きながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 斉藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 4番、感染拡大を抑制するための市の広報活動についてお答えいたします。

感染拡大を防止していくために個人ができるものとしましては、せきエチケットの徹底、手洗い、うがいの励行、人込みを避ける、十分な栄養と休息をとるなどがあります。道内において急速な感染拡大が進んできましたことから、介護健康推進課に相談窓口を開設し、感染予防を9月号広報で周知し、さらに急遽町内会を通じて回覧で周知させていただいたところでありますが、引き続き市のホームページへの掲載やポスターの掲示、健康教育や健診時などに周知を図ってまいりますとともに、ご要望いただければ老人クラブなどの会合の席上でもお話をさせていただき、あらゆる機会に感染予防を周知してまいりたいと考えております。また、予防ワクチンの接種につきましては、国、道からは具体的な指示

は来ておりませんが、感染リスクが高い医療従事者、基礎疾患のある方々、妊婦などを順に接種していく予定とされていますが、接種時期が10月下旬からを見込んでいることから、1回目のピークが過ぎてからの接種となる可能性が高いことが懸念されています。いずれにしましても、ワクチンの接種は感染予防に有効と考えられていますので、関係機関と連携を図り、積極的に接種を呼びかけてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） ⑤、ピーク時の医療機関の連携についてお答えいたします。

前段でもお答えさせていただきましたが、現在入院が必要な場合には、まず滝川保健所に連絡し、砂川市立病院の感染病床に搬送するということになっております。しかし、発生状況により砂川市立病院の感染病床が満床になり、管内で必要病床が不足することも予想されますので、今後保健所の指導や国、道からの通知等に沿った中でとるべき体制を都度整備し、対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ⑥、緊急時の一般職員の対応についてお答えいたします。

ピーク時には、病院の職員もさることながら、市役所の職員も感染によりまして相当の職員が減少することも予想され、各課においてどのように対応していくか事前に計画を立てることが必要であります。このことからこのたび庁議メンバーによる新型インフルエンザ対策連絡会を設置いたしましたところでございますが、これらの枠組みを通じ、関係部署においても新型インフルエンザが発生した際の具体的な対応につきましてあらかじめ検討し、マニュアル等を作成しておくとともに、事態の状況に応じ、新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応しなければならないと考えますことから、新型インフルエン

ザ対策行動計画を策定いたしまして、緊急時の職員の対応はもちろん感染拡大防止対策等を速やかに実施できるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 続きまして、大綱3、肺炎球菌症予防対策について、①、高齢者が罹患しやすい感染症予防への支援についてお答えいたします。

日本におきましては、がん、脳卒中、心臓病が3大死因として知られていますが、4番目に多いのが肺炎となっております。高齢者や持病のある方にとって肺炎は現代でも恐ろしい病気の一つでもあり、高齢者の一般的な肺炎のうち約4割は肺炎球菌によって起こると考えられており、ワクチン接種による予防効果は高いものと認識しております。高齢者の肺炎を予防することから、肺炎球菌ワクチンの接種は、8,000円から1万円程度と高額であります接種料に対し、公費助成とのことでございますが、肺炎による重篤化を防止することにより医療費削減効果も期待できますことから、他の予防接種との兼ね合いや実施医療機関との調整などもあることから、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 大綱4の職員採用時の宣誓及び公務員の倫理についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり公務員には、言うまでもなく全体の奉仕者としてその社会的責任や役割を十分に自覚をしつつ、市民の信頼にこたえていくことが常に求められていると思います。そのために採用時には服務の宣誓を行いまして、公務員としての義務を十分に認識した上で職務についているところでありますが、昨今の不祥事を見ますと、公務員としての自覚や倫理観の欠如が見受けられることは事実であるようであります。こうしたことから職員一人一人が厳

しくみずからを戒めるとともに、倫理意識の高揚とその徹底を図るために日ごろから所属長を中心にミーティングなどの機会に課の職員みんなで改めて認識するなど、あらゆる機会を通じまして、繰り返し職員の意識改革に向けまして努力をしてみたいと考えております。

また、職員の研修でございますけれども、これまでご説明しておりますが、現在総務課が担当しております北海道市町村職員研修センターで行われております研修を活用いたしまして、地方公務員法や地方自治法の研修など、さらにそれ以外の研修につきましても計画的に実施をしているところであります。明年度は、新採用者の初任者研修を数日間実施をいたしますけれども、こうした研修機会を着実に生かし、公務員としての意識、倫理観を高めるとともに、みずからの職務に対する意識高揚につなげることも必要と考えているところでございます。

ご質問の中で、ここ5年間の研修の実績については、後ほど資料として提出をさせていただきたいと思っております。

そしてまた、通帳の管理や会計担当に関するご質問がございました。通帳を担当職員、印鑑を課長が管理するなど一人に持たせないよう徹底してまいります。また、金銭取り扱い事務につきましては、決して一人の職員に集中させず、現金を引き出す際には必ず上司の決裁をもらうよう徹底してまいりたいと存じます。

また、各団体の会計につきましても、今後団体と協議をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君）〔登壇〕今日の政治の変化は地方自治、地方を大事にするという考えもあります。市長は、やはり地方の財政の困難、病院の経営の問題、きちっと掌握して届けるということが広い問題、地方の財政の疲弊を抑える、前向きに前進させる、そういうことになるのではないかと思います。

ぜひ実態をしっかりと届けて、必要な要望にこたえてもらう、こういう姿勢が大事でないかと思います。

インフルエンザについては、一気に拡大するということがあります。ですから、それに対応する状況に今こつこつと段取りをしているようでありましてけれども、何としても行政がこの問題ではしっかり対応する努力をしている最中でありましてけれども、その時期、時期の状況に応じた体制も十分に綿密な計画立てて進めていただきたいと、このように思います。

肺炎球菌の問題では、私のほうにも一市民から要望がありました。先ほどの答弁では8,000円、1万円程度と言いますが、実際にかかった、払った金額は8,000円ということでございます。これも大変な財政の状況ですけれども、医療費の削減等も考えながらいくと、有効な施策が必要ではないかと思っております。これまた十分な検討を加えていただきたいと思っております。

公務員の倫理、不祥事防止ですが、先ほど同僚議員への答弁もございました。5つの防止対策が述べられました。考えてみると、この5点の対策は当たり前の真ん中です。さらに、過去の事例が生かされていないという不安があります。しっかりとした体制をもって臨んでいただきたいと思います。

以上、質問を終わるわけですが、また決算委員会などでも深めてみたいと思っております。

以上、これをもって質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第4 議案第277号個別外部監査契約に基づく監査についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第277号個別外部監査契約に基づく監査につきまして、提

案の趣旨をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、平成20年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業につきましては個別外部監査を実施し、本年度中に経営健全化計画を作成することとなります。このことから当市の病院事業会計につきましては資金不足比率が経営健全化基準以上でありますことから、個別外部監査を実施し、本年度中に経営健全化計画を策定しなければなりません。今般同法の第26条第1項により、地方自治法第199条第6項の規定に基づきまして、赤平市病院事業の経営について監査委員に対し、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査につきまして要求しましたところ、監査委員より個別外部監査契約に基づく監査によることが相当である旨の意見の通知がありましたので、地方自治法第252条の41第4項の規定において準用いたします地方自治法第252条の39第4項の規定によりまして、個別外部監査契約に基づく監査によることについて、監査委員の意見をつけて議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 今町田課長のほうから説明ありました個別外部監査契約に基づく監査についての説明、ここでは252条の39とありました。この次のページの赤平市代表監査委員の小椋さんのほうの書類では252条の41となっているようですが、これはどっちが正しいですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 地方自治法の第252条の41第4項において、地方自治法の第252条の39第4項の規定を準用しているもので、そういう形の中で最終的には地方自治法第252条の39第4項をもとに意見をつけて、意見を求めるということになって

ございますので、ご理解賜りたく、お願いします。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第277号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第277号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第277号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす18日から29日まで12日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす18日から29日までの12日間休会することに決しました。

---

○議長（獅畑輝明君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に若山武信君、副委員長に北市勲君が選任

されましたので、ご報告いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時47分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)